第二十五条の五第三項第二号中「首都圏整備法」の下に「（昭和三十一年法律第八十三号）」を、「近畿圏整備法」の下に「（昭和三十八年法律第百二十九号）」を、「中部圏開発整備法」の下に「（昭和四十一年法律第百二号）」を加える。

第二十五条の七の二第一項第一号中「次に掲げる区域のいずれかの区域」を「都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域」に改め、同号イからホまでを削り、同条第三項を次のように改める。

3　法第三十七条の九の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次項、第九項及び第十二項において同じ。）に規定する交換又は譲渡による収入金額が同条第一項第一号の土地建物等（以下この条において「交換取得土地建物等」という。）又は同項第二号の土地建物等（以下この条において「譲受け土地建物等」という。）の取得価額以下である場合における同項に規定する政令で定める部分は、当該交換又は譲渡をした所有隣接土地等（同項に規定する所有隣接土地等をいう。以下この条において同じ。）のうち、当該所有隣接土地等の価額の百分の二十に相当する金額に相当する部分とする。

第二十五条の七の二第十一項を削り、同条第十項中「第三十七条の九の二第四項において準用する法第三十七条の九第一項」を「第三十七条の九の二第五項」に、「掲げる」を「定める」に、「法第三十七条の九の二第一項又は第二項」を「同条第一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「法第三十七条の九の二第四項において準用する法第三十七条の九第一項に規定する」を削り、「が二以上ある場合又は同項に規定する」を「又は」に、「同項の」を「法第三十七条の九の二第五項の」に、「当該交換取得土地建物等の価額の合計額又は当該譲受け土地建物等」を「これらの各土地建物等」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　交換取得土地建物等又は譲受け土地建物等について法第三十七条の九の二第五項の規定により償却費の額を計算する場合又は譲渡所得の金額を計算する場合には、確定申告書に当該交換取得土地建物等又は譲受け土地建物等に係る償却費の額又は譲渡所得の金額が同項の規定により計算されている旨を記載するものとする。

第二十五条の七の二第七項第二号中「同項第二号に規定する土地建物等」を「譲受け土地建物等」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　法第三十七条の九の二第一項に規定する交換又は譲渡により、同項に規定する交換差金（以下この項において「交換差金」という。）を取得し、又は譲渡による収入金額が譲受け土地建物等の取得価額を超える場合における同条第一項に規定する政令で定める部分は、当該交換又は譲渡をした所有隣接土地等のうち、当該交換又は譲渡による収入金額（所有隣接土地等の交換による交換差金の額及び交換取得土地建物等の価額の合計額又は所有隣接土地等の譲渡による収入金額をいい、当該交換又は譲渡の日の属する年中に二以上の所有隣接土地等の交換又は譲渡が行われた場合には、これらの所有隣接土地等の交換又は譲渡により取得したこれらの金額の合計額とする。以下この項において同じ。）から当該交換取得土地建物等の価額又は譲受け土地建物等の取得価額（当該交換又は譲渡の日の属する年中に二以上の交換取得土地建物等又は譲受け土地建物等の取得が行われた場合には、これらの交換取得土地建物等の価額又は譲受け土地建物等の取得価額の合計額）の百分の八十に相当する金額を控除した金額が、当該交換又は譲渡による収入金額のうちに占める割合を、当該所有隣接土地等の価額に乗じて計算した金額に相当する部分とする。

第二十五条の七の二に次の二項を加える。

13　法第三十七条の九の二第五項第一号に規定する交換差金の額又はその超える額及び交換取得土地建物等の価額又は譲受け土地建物等の取得価額の百分の二十に相当する金額に対応する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額は、所有隣接土地等の取得価額等（当該交換又は譲渡の日の属する年中に二以上の所有隣接土地等の交換又は譲渡が行われた場合には、これらの所有隣接土地等の取得価額等の合計額。次項において同じ。）に、同号に規定する交換取得土地建物等の価額又は譲受け土地建物等の取得価額の百分の八十に相当する金額が同号に規定する交換差金の額又はその超える額及び交換取得土地建物等の価額又は譲受け土地建物等の取得価額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。

14　法第三十七条の九の二第五項第二号及び第三号に規定する交換取得土地建物等の価額又は収入金額の百分の二十に相当する金額に対応する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額は、所有隣接土地等の取得価額等に百分の八十を乗じて計算した金額とする。

第二十五条の七の五第八項中「第三十七条の九の二第四項において読み替えられた法第三十七条の九第一項」を「第三十七条の九の二第五項」に改める。

第二十五条の八第九項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同条第十三項の表第百二十一条第一項の項中「第百二十一条第一項」の下に「及び第三項」を加え、同表第百二十七条第一項及び第二項並びに第百五十五条の項中「並びに第百五十五条」を「、第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ並びに第百六十条第四項第二号イ(2)」に改める。

第二十五条の十の二第七項中「の規定」を「又は第二十九条の三第一項本文の規定」に、「同項」を「法第二十九条の二第一項」に、「に係る」を「又は法第二十九条の三第一項に規定する特定外国新株予約権に係る」に改め、同条第十項第三号中「及び第十五号」を「、第十五号及び第二十二号」に、「若しくは第四号又は第十五号」を「、第四号、第十五号又は第二十二号」に改め、「第十八項まで」の下に「若しくは第二十項から第二十二項まで」を加え、同条第十一項及び第十二項第二号ハ中「すべて」を「全て」に改め、同条第十四項中「同項第二十二号」を「同項第二十三号」に改め、同条第十五項第三号イ及びロ中「すべて」を「全て」に改め、同項第四号中「（引き続き当該」を「又は特定口座以外の口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、若しくは当該口座に保管の委託がされていた上場株式等（引き続きこれらの」に改め、同項第六号中「居住者又は」を「特定口座を開設する居住者又は」に、「開設する特定口座に係る特定口座内保管上場株式等」を「有する上場株式等（当該特定口座を開設されている金融商品取引業者等の振替口座簿に記載又は記録がされているものに限る。）」に、「により」を「又は同法第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当てにより」に、「当該株式無償割当てに係る上場株式等の」を「その割当ての時に」に、「への受入れを」を「に係る」に、「行う」を「受け入れる」に改め、同項第十二号を次のように改める。

十二　特定口座を開設する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が次に掲げる行使又は取得事由の発生（以下この号において「行使等」という。）により取得する上場株式等で、当該行使等により取得する上場株式等の全てを、当該行使等の時に、当該特定口座に係る振替口座簿に記載又は記録をする方法により受け入れるもの

イ　当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の十第三項第三号に規定する転換社債の転換権を含む。）の行使

ロ　当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利又は新株予約権の行使（ニに掲げるものを除く。）

ハ　当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等である新株予約権の行使

ニ　当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が与えられた所得税法施行令第八十四条第一号から第四号までに係る権利（同条の規定の適用があるものに限る。）の行使

ホ　当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等について与えられた所得税法第五十七条の四第三項第五号に規定する取得条項付新株予約権の取得事由の発生又は行使

第二十五条の十の二第十五項第十五号から第二十号までの規定中「すべて」を「全て」に改め、同項第二十一号中「規定する保険会社」の下に「（以下この号及び次号において「保険会社」という。）」を、「相互会社」の下に「（同号において「相互会社」という。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、「書類」の下に「（同号、第二十一項第一号及び第二十五条の十の九第六項において「割当株式数証明書」という。）」を加え、「への記載」を「に記載」に改め、同項第二十一号を同項第二十三号とし、同項第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が保険会社の相互会社から株式会社への組織変更により当該保険会社から割当てを受けた株式（当該割当ての時に、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者のための社債、株式等の振替に関する法律第百三十一条第三項に規定する特別口座に記載又は記録がされることとなつたものに限る。以下この条及び第二十五条の十の九第四項において「割当株式」という。）で、当該割当株式の全てを当該特別口座から特定口座（当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、その特定口座を開設し